

人 権 方 針

東京警備保障株式会社（以下、「当社」といいます。）は「安心と安全でみんなの幸せに貢献する」を経営理念に掲げ、当社が事業活動を行うそれぞれの国や地域での法令並びにそれらの精神を遵守し、すべての事業活動が人権尊重を前提に成り立っていることを理解しています。

当社は、国際的に求められている「国際人権章典（世界人権宣言と国際人権規約）及び国際労働機関（ILO）の労働における基本的原則及び権利に関する宣言」に規定された人権を尊重します。また、国際連合の「ビジネスと人権に関する国連指導原則」を支持し事業活動を行います。

1. 適用範囲

本方針の適用範囲は当社のすべての役員及び社員（期間の定めのある社員も含まれます）に適用します。

2. 人権の尊重と差別の排除

当社は、当社の社内規則等で雇用における機会均等、強制労働の禁止、児童労働の禁止、健全な雇用・労働の確保、職場環境等について規定しています。

当社は、事業活動において各国における法規制を遵守し、万が一当該国の法規制と国際的な人権規範が異なる場合は国際的に認められた人権を最大限尊重する方法を追求します。

当社は、ビジネスパートナーやその関係者がサプライヤーチェーンにおいて負の影響が生じている場合は当社が直接関与していない場合でも、当該関係者に対して人権を尊重し侵害しないよう努めます。

3. 救済

当社が人権に対する負の影響を引き起こした、あるいはこれに関与したことが明らかになった場合、適切な手続きを通じてその救済に取り組みます。

4. 対話・協議

当社は、人権に対する潜在的及び実際の影響に関する対応について、関連するステークホルダーと協議を行って行きます。

5. 教育及び情報開示

当社は、本方針の実効性を確実にするため、適切な教育を行うものとします。また、本方針に基づく人権尊重の取り組み状況を当社ホームページにて情報開示を行うものとします。

制定 2021 年 4 月 1 日